



平成25年5月27日

監 査 報 告 書

学校法人 鎌倉女子大学
理 事 会 御 中

学校法人 鎌倉女子大学

監 事 高 木 久 
監 事 浦 田 隆 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人鎌倉女子大学寄附行為第16条の規定に基づいて、学校法人鎌倉女子大学の平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査方法の概要は、理事会及び評議員会に出席し、業務の決定と執行状況の報告を聴取するとともに、業務、財産に関する重要な書類の閲覧を行い、また会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人鎌倉女子大学の業務に関する決定及び執行は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を正しく表示しており、学校法人の業務または財産の状況に関する不正な行為、または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。



以 上

平成25年5月27日

監 査 報 告 書

学校法人 鎌倉女子大学
評 議 員 会 御中

学校法人 鎌倉女子大学

監 事 高 木 久 
監 事 浦 田 隆 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人鎌倉女子大学寄附行為第16条の規定に基づいて、学校法人鎌倉女子大学の平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査方法の概要は、理事会及び評議員会に出席し、業務の決定と執行状況の報告を聴取するとともに、業務、財産に関する重要な書類の閲覧を行い、また会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人鎌倉女子大学の業務に関する決定及び執行は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を正しく表示しており、学校法人の業務または財産の状況に関する不正な行為、または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上